

議案第21号

向日市水道事業給水管理条例及び向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

向日市水道事業給水管理条例及び向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市水道事業給水管理条例及び向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例  
(向日市水道事業給水管理条例の一部改正)

第1条 向日市水道事業給水管理条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、増設、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法 _____ 第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、増設、修繕 _____ _____ _____ _____又は撤去工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な修繕については、この限りではない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2及び3 略</p>

(向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号に定める講習の課程を修了した者は、改正後の向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号に定める講習を修了した者とみなす。